

和歌山県警察情報管理システム等運営規程

(制定：令和元年 9 月 20 日 和歌山県警察本部訓令第 21 号)

和歌山県警察情報管理システム等運営規程を次のように定める。

和歌山県警察情報管理システム等運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は、和歌山県警察情報管理システム等の設計並びに運用及び維持管理に関する基本的事項を定め、もって警察業務の効率化及び高度化を図るとともに、対象業務の適正かつ円滑な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 和歌山県警察情報管理システム

警察業務の効率化及び高度化を図るため本県警察が設置する情報管理システムをいう。

(2) 警察庁情報管理システム

警察庁が設置する情報管理システム及びこれと端末接続するため本県警察が設置する端末装置であって、次に掲げる電子行政文書（電磁的記録である行政文書（警察庁における行政文書の管理に関する訓令（平成 23 年警察庁訓令第 9 号。以下「文書管理訓令」という。）第 2 条第 1 号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）を広域的に作成又は利用するためのものをいう。

ア 警察庁における個人情報の管理に関する訓令（平成 17 年警察庁訓令第 2 号）第 2 条第 3 号に規定する個人情報ファイルに該当する電子行政文書

イ アに掲げるもののほか、電子行政文書の文書管理者（文書管理訓令第 7 条第 1 項に規定する文書管理者をいう。）が警察庁システム総括責任者と協議して特に警察庁情報管理システムにおいて管理することが必要と認める電子行政文書

(3) 和歌山県警察情報管理システム等

和歌山県警察情報管理システム及び警察庁が設置する情報管理システムに端末接続するため本県警察が設置する端末装置をいう。

(4) 端末接続

本県警察が設置する端末装置と、警察庁が設置するサーバ又はメインフレームとを接続することをいう。

(5) 対象業務

和歌山県警察情報管理システム等を利用して行う情報の利用及び管理に係る業務をいう。

(基本理念)

第 3 条 本県警察においては、関係部門相互の協力の下、和歌山県警察情報管理システム等の利用実態を適切に把握しつつ、その運営を行うものとする。特に、行政運営の簡素化及び効率化に資するよう情報通信技術の活用が推進されている昨今の情勢を踏まえ、

各部門の業務について、和歌山県警察情報管理システム等の活用を図るとともに、当該システムの有効性の向上に努めるものとする。あわせて、警察業務における情報の保護及び継続性の確保の重要性に鑑み、対象業務を適正かつ円滑に実施するため、和歌山県警察情報管理システム等において取り扱う個人情報その他の情報を適切に管理するとともに、その機能を維持し、和歌山県警察情報管理システム等の安全性を確保するものとする。

(システム総括責任者)

第4条 警察本部にシステム総括責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 システム総括責任者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 和歌山県情報管理システムの設計並びに運用及び維持管理に関する事務の総括に関すること。
- (2) 警察庁が設置する情報システムに端末接続するため本県警察が設置する端末装置の設計及び維持管理に関する事務の総括に関すること。

(システム管理者)

第5条 警察本部にシステム管理者を置き、警務部情報管理課長をもって充てる。

2 システム管理者は、前条第2項に掲げる事務に関しシステム総括責任者を補佐する。

(運用主管課長)

第6条 対象業務を主管する警察本部の所属長（以下「運用主管課長」という。）は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 主管する対象業務の新設又は変更に係る機能要件の検討に関すること。
- (2) 主管する対象業務の実施方法の策定及び指導に関すること。
- (3) その他主管する対象業務の実施に関する事務の総括に関すること。

(和歌山県警察情報管理システム等の設計)

第7条 システム総括責任者並びにシステム管理者及び運用主管課長（以下「システム総括責任者等」という。）は、和歌山県警察情報管理システム等の設計に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 情報処理の正確性及び適時性の確保
- (2) 障害時の復旧対策、アクセス統制等によるシステムの安全性の確保
- (3) 関連業務間におけるデータ、機能等の整合性の確保

(和歌山県警察情報管理システム等の運用及び維持管理)

第8条 システム総括責任者等は、和歌山県警察情報管理システム等の運用及び維持管理に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) システムの適正な利用の確保
- (2) システムに係る情報の厳格な取扱いの確保
- (3) 附帯する電源設備等を含めたシステムの適切な維持管理
- (4) 事故発生時に執るべき措置の策定及び当該措置の関係職員への周知

(教養)

第9条 システム総括責任者等は、警察職員に対して、和歌山県警察情報管理システム等による処理に係る情報の適正な取扱いについての教養を行うものとする。

(情報管理業務監査)

第10条 システム総括責任者は、和歌山県警察情報管理システムによる処理に係る情報の取扱状況を把握するため、情報管理業務監査を実施するものとする。

2 情報管理業務監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第11条 この訓令に定めるもののほか、和歌山県警察情報管理システム等について、その設計並びに運用及び維持管理に関して必要な事項は、別に定める。